

請求・給付の手続きのあらまし（令和4年度）

加 入	見舞金の種類	給付の対象	給 付 額	請 求 の 方 法	給付の方法	
<p>◎加入の申し込み 加入生徒数報告(様式3)を6月17日(金)までに振興会(※1)あてに送付</p> <p>◎会費の振り込み 6月17日(金)までに振興会あてに送金</p> <p>◎追加加入の申し込み 追加加入届(様式4)を振興会あてに送付</p> <p>◎会費について 令和4年度の会費(生徒一人当り)は、 ・全日制(専攻科を含む) 年額900円 ・定時制 年額450円 ・特別支援学校 年額450円</p>	普通見舞金	傷 病	学校管理下の災害による傷病で、治療までに支払われたセンター(※2)の給付額の合計が15,000円以上 ○小・中学校時に発生した災害は対象外	センター給付額の10分の3.0の額(下限4,500円、上限18万円) 詳しくは共済規程別表5を参照	<p>◎請求の手順と提出書類</p> <p>①学校→振興会…センターの医療費支払通知書のコピーを送付 ○小・中学校時の災害については、備考欄にその旨を記入</p> <p>②振興会→学校…普通見舞金請求書(様式5)を送付</p> <p>③学校→振興会…普通見舞金請求書(様式5)に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーをしてから返送</p> <p>(※3)障害と死亡の場合は、センターに提出した災害報告書のコピーを添付する</p>	<p>◎見舞金を学校または保護者等の指定する口座に振り込む</p> <p>◎見舞金等給付通知書(様式11・12)を学校と保護者等に送付</p> <p>◎特別傷病と特別障害については、治療が終了した時点で請求する。なお、治療が長引く場合はあらかじめ連絡をしてください。(時効の関係で)</p>
		障 害	学校管理下の災害による障害で、センターの給付があったもの	共済規程別表1に示す額		
		死 亡	学校管理下の災害による死亡で、センターの給付があったもの	500万円 (突然死は1/2)		
	特別見舞金(センターの給付がない場合)	特 別 傷 病	学校管理下の災害による傷病(治療が終了した時点で請求する)	10日以上通院……1日につき1千円(50日限度) 5日以上入院……1日につき2千円(50日限度)(5日未満の入院は通院日数に加算)	提出書類 ◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎入院・通院証明書(様式8-1、8-2)	
		特 別 障害Ⅰ	学校管理下の災害による1本または2本の歯科補綴	1本につき5万円	◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎(特)障害報告書(様式9)	
		特 別 障害Ⅱ	学校管理下の災害による障害	共済規程別表3に示す額	上に同じ	
		特 別 死 亡	学校管理下の災害による死亡	250万円	◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎(特)死亡報告書(様式10)	
	供花料	生徒の死亡	10万円	◎特別見舞金等請求書(様式6)		

※1 「振興会」……「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」のこと ※2 「センター」……「独立行政法人日本スポーツ振興センター」のこと ※3 詳細は共済規程をご覧ください。